

熱海市一般廃棄物処理基本計画（概要版）（案）

1 計画の目的

国が策定した第六次環境基本計画で目指すべき姿として示された「循環共生社会」は、国民一人ひとりの生活の質やウェルビーイングの向上に資する重要な分野と位置づけられています。国際的にはSDGsの達成に向け、海洋ごみの削減や食品ロス・食品廃棄物の抑制など、廃棄物対策に対する役割が一層強まっています。本市の廃棄物行政においては、これらの国内外の動向を踏まえ、適正処理を確保しつつ、資源・エネルギー循環を通じて地域の持続可能性を高めていく視点が不可欠となっています。

本計画では、適正処理の確保を前提に、ごみ発生抑制、再使用、再資源化を一体的に推進し、資源循環を通じて地域の持続可能性を高めること、また市民・事業者・観光客と連携し、生活や事業活動と調和した廃棄物行政を開拓することで、市民生活の質の向上と環境負荷の低減を両立させることを目的とします。

2 計画の期間

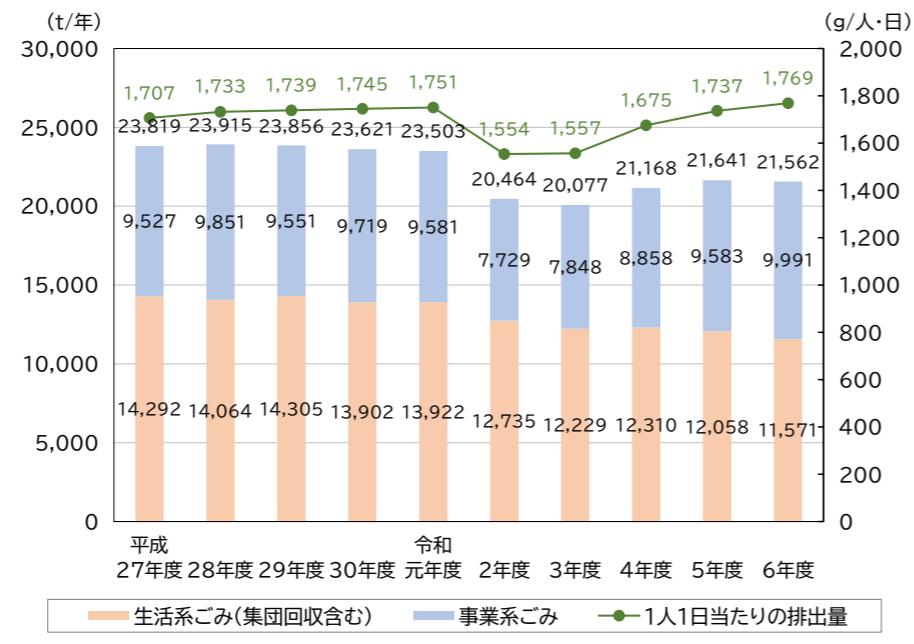
本計画は、令和8年度を初年度とした計画期間15年の計画とします。目標年度は令和22年度となります。

3 ごみ処理基本計画

■ ごみ処理の現状

ごみ発生量の実績は、右図に示すとおりです。令和2年度・3年度にごみ量が減少していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響による観光客の減少が原因と考えられます。行動制限が緩和された令和4年度以降、生活系ごみは減少していますが、事業系ごみは増加しています。

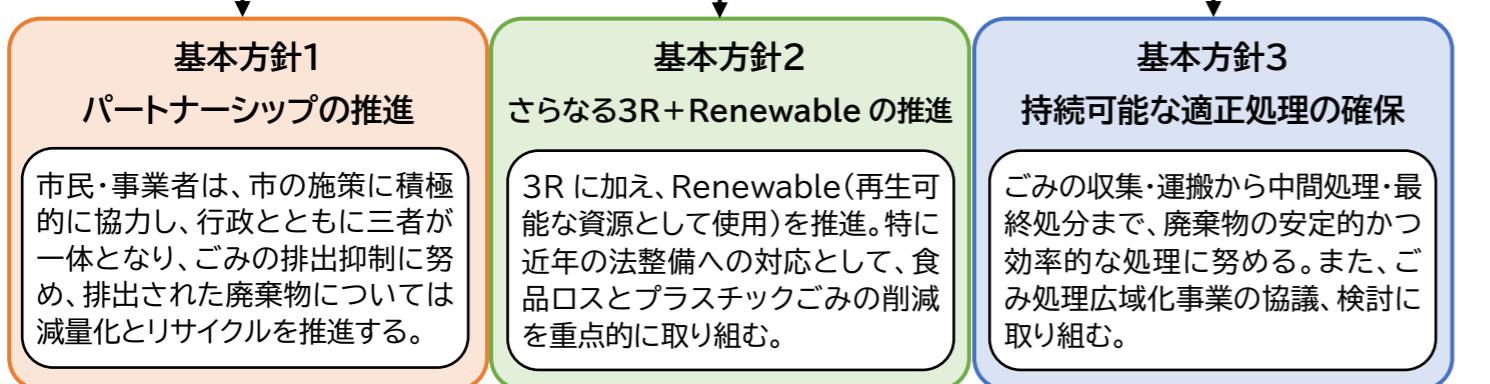
1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均851g/人・日（令和5年度）と比べると高い値となっています。



■ 基本理念・基本方針

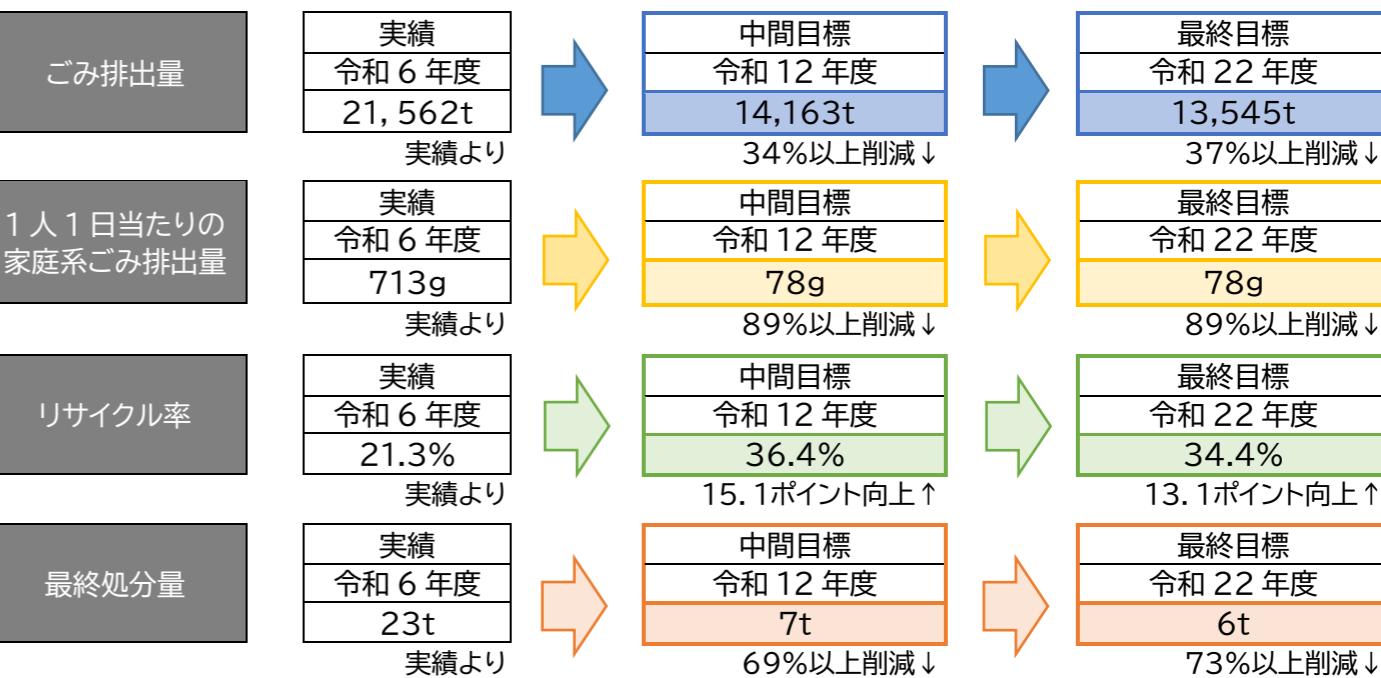
限りある資源を有効に活用し、次世代へ健全な環境を引き継ぐことを念頭に、ごみ処理基本計画の基本理念とその実現にための基本方針を次のとおり定めます。

基本理念:持続可能な資源循環の推進



■ 目標値

本計画における目標値を以下のように設定します。



■ 排出抑制・資源化施策

○ 市民の取組

市民一人ひとりの主体的な取り組みが必要です。市民の役割として代表的な取り組みを示します。

取組	内 容
食品ロス・生ごみの削減	○消費量に見合った食材の購入・調理 ○「てまえどり」行動の実践 ○賞味期限・消費の期限正しい理解 ○生ごみ処理機器の活用
ミックスペーパーの分別の徹底	令和8年度よりミックスペーパー回収事業が開始される。家庭から排出される紙類を適切に分別し、さらなる資源の有効活用に取り組んでいく。
プラスチック資源の分別回収	プラスチック資源の分別回収が開始された場合は、定められた分別ルールに従い、プラスチック資源の適切な排出に取り組む。
剪定枝の資源化	家庭や地域で発生する剪定枝について、分別に協力し、可燃ごみの削減に努める。
リチウムイオン電池の分別	リチウムイオン電池を含む製品は、エコ・プラント姫の沢へ持ち込む、もしくは市内回収協力店に出す。火災等の事故防止のため、分別とルールを順守する。
その他の取組	○無駄のない購買行動 ○繰り返し使える商品の使用の推進、使い捨て商品の使用自粛 ○リユース(再使用)の推進 ○ごみ分別排出の徹底 ○リサイクル活動への積極的参加 ○製品等の長期利用 ○フードドライブ活動への協力

○ 事業者の取組

事業者による自主的かつ継続的な取り組みが必要です。事業者の役割として代表的な取組を示します

取組	内 容
長寿命製品、詰め替え製品等の利用推進	繰り返し使用できる製品や長寿命製品、詰め替え製品等、廃棄する割合の少ない商品の製造・販売に努める。
循環資源活用の推進	製品生産時には天然資源の使用量を抑え、リサイクル品を利用するなど、循環資源の積極的な活用に努める。
食品廃棄物の再生利用の推進	食品製造業者等は、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に則り、食品廃棄物の再生利用等を可能な限り実施する。

事業者によるプラスチック資源自主回収	「プラスチック資源循環促進法」に基づき、製造・販売業者等によるプラスチックの自主回収・資源化に努めていく。														
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○簡易包装等の推進 ○生ごみ・食品ロス削減の推進 ○フードバンクへの提供 ○プラスチックスプーンや割り箸等の資源化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○30・10運動の推進 ○リユース食器の活用 ○先進的な取り組みの情報共有・意見交換 ○一般廃棄物減量計画の作成 ○包装の簡素化・選択制の導入検討 													
○ 行政の取組	<p>市は、様々な角度から市民、事業者の取り組みを支援し、行動に結びつく意識の向上に努めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f2e5d7;">取 組</th> <th style="background-color: #f2e5d7;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生ごみ・食品ロス削減の啓発活動の推進</td> <td>生ごみ削減の取り組みを推奨し、生ごみや食品ロス削減に向けた意識の向上を図っていく。生ごみ処理機器購入補助事業を継続して実施する。</td> </tr> <tr> <td>ミックスペーパーの分別回収の実施</td> <td>令和8年度よりミックスペーパー回収事業を開始。トイレットペーパー等の還元も含め、資源循環に取り組んでいく。</td> </tr> <tr> <td>プラスチック資源の分別回収の実施</td> <td>プラスチック資源の分別回収及び再資源化の実施に向けて、運搬費用や再資源化ルートの確保など体制整備を進めていく。</td> </tr> <tr> <td>剪定枝の資源化</td> <td>剪定枝の資源化に向けて、現在、伐採量の計量等を実施している。今後は、剪定枝の資源化方法を含め、本市に適した資源化手法について調査・研究を行っていく。</td> </tr> <tr> <td>リチウムイオン電池の分別徹底</td> <td>リチウムイオン電池の適切な分別およびルールに沿った排出が徹底されるよう、広報啓発活動を一層充実させていく。</td> </tr> <tr> <td>その他の取組</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○エコ・クッキングの推進 ○資源化可能な紙類・ペットボトル分別徹底の促進 ○資源ごみ集団回収事業の継続・推進 ○拠点回収の拡充 ○イベント等におけるリユース食器の利用促進 ○マイボトル・マイはし等の促進 ○フリーマーケット等の情報発信 ○効果的な情報発信 ○出前講座等による情報の提供 ○環境教育の充実 ○外国人への情報提供・啓発活動 ○高齢者向けのごみ出し支援 ○事業系ごみの排出ルールの指導 ○許可業者と連携した排出事業者への働きかけ ○多量排出事業者の減量化・資源化の推進 ○中小規模事業者における資源化の促進 ○事業者の自主的・自発的な取り組みの啓発 ○一般廃棄物の越境に係る事前協議制度 ○フードバンク・フードドライブの促進 ○事業者間での情報交換・情報共有の支援 ○先進事例等を参考にした新たなリサイクル方法の調査研究 ○水平リサイクルの推奨 ○適正なごみ処理手数料の検討 </td> </tr> </tbody> </table>	取 組	内 容	生ごみ・食品ロス削減の啓発活動の推進	生ごみ削減の取り組みを推奨し、生ごみや食品ロス削減に向けた意識の向上を図っていく。生ごみ処理機器購入補助事業を継続して実施する。	ミックスペーパーの分別回収の実施	令和8年度よりミックスペーパー回収事業を開始。トイレットペーパー等の還元も含め、資源循環に取り組んでいく。	プラスチック資源の分別回収の実施	プラスチック資源の分別回収及び再資源化の実施に向けて、運搬費用や再資源化ルートの確保など体制整備を進めていく。	剪定枝の資源化	剪定枝の資源化に向けて、現在、伐採量の計量等を実施している。今後は、剪定枝の資源化方法を含め、本市に適した資源化手法について調査・研究を行っていく。	リチウムイオン電池の分別徹底	リチウムイオン電池の適切な分別およびルールに沿った排出が徹底されるよう、広報啓発活動を一層充実させていく。	その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○エコ・クッキングの推進 ○資源化可能な紙類・ペットボトル分別徹底の促進 ○資源ごみ集団回収事業の継続・推進 ○拠点回収の拡充 ○イベント等におけるリユース食器の利用促進 ○マイボトル・マイはし等の促進 ○フリーマーケット等の情報発信 ○効果的な情報発信 ○出前講座等による情報の提供 ○環境教育の充実 ○外国人への情報提供・啓発活動 ○高齢者向けのごみ出し支援 ○事業系ごみの排出ルールの指導 ○許可業者と連携した排出事業者への働きかけ ○多量排出事業者の減量化・資源化の推進 ○中小規模事業者における資源化の促進 ○事業者の自主的・自発的な取り組みの啓発 ○一般廃棄物の越境に係る事前協議制度 ○フードバンク・フードドライブの促進 ○事業者間での情報交換・情報共有の支援 ○先進事例等を参考にした新たなリサイクル方法の調査研究 ○水平リサイクルの推奨 ○適正なごみ処理手数料の検討
取 組	内 容														
生ごみ・食品ロス削減の啓発活動の推進	生ごみ削減の取り組みを推奨し、生ごみや食品ロス削減に向けた意識の向上を図っていく。生ごみ処理機器購入補助事業を継続して実施する。														
ミックスペーパーの分別回収の実施	令和8年度よりミックスペーパー回収事業を開始。トイレットペーパー等の還元も含め、資源循環に取り組んでいく。														
プラスチック資源の分別回収の実施	プラスチック資源の分別回収及び再資源化の実施に向けて、運搬費用や再資源化ルートの確保など体制整備を進めていく。														
剪定枝の資源化	剪定枝の資源化に向けて、現在、伐採量の計量等を実施している。今後は、剪定枝の資源化方法を含め、本市に適した資源化手法について調査・研究を行っていく。														
リチウムイオン電池の分別徹底	リチウムイオン電池の適切な分別およびルールに沿った排出が徹底されるよう、広報啓発活動を一層充実させていく。														
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○エコ・クッキングの推進 ○資源化可能な紙類・ペットボトル分別徹底の促進 ○資源ごみ集団回収事業の継続・推進 ○拠点回収の拡充 ○イベント等におけるリユース食器の利用促進 ○マイボトル・マイはし等の促進 ○フリーマーケット等の情報発信 ○効果的な情報発信 ○出前講座等による情報の提供 ○環境教育の充実 ○外国人への情報提供・啓発活動 ○高齢者向けのごみ出し支援 ○事業系ごみの排出ルールの指導 ○許可業者と連携した排出事業者への働きかけ ○多量排出事業者の減量化・資源化の推進 ○中小規模事業者における資源化の促進 ○事業者の自主的・自発的な取り組みの啓発 ○一般廃棄物の越境に係る事前協議制度 ○フードバンク・フードドライブの促進 ○事業者間での情報交換・情報共有の支援 ○先進事例等を参考にした新たなリサイクル方法の調査研究 ○水平リサイクルの推奨 ○適正なごみ処理手数料の検討 														

4 食品ロス削減推進計画

■ 食品ロス量

農林水産省及び環境省が公表した「2023（令和5）年度の食品ロス量の推計値」を参考に、本市の食品ロス量を予測すると、家庭系食品ロス量は約634t/年、事業系食品ロス量は629t/年となります。

本市は観光業が盛んな地域であるため、外食産業由来の食品ロス量が多い傾向にあります。

■ 削減目標

本市での削減目標を以下に示します。

生活系：675.9g/人・日(可燃ごみ[令和6])×7%(食品ロス)×7.3% = 3.5g/人・日

事業系：27.0t/日(可燃ごみ[令和6])×7%(食品ロス)×5.2% = 0.10t/日

■ 役割と行動

市民・事業者・行政それぞれの役割と具体的な行動例を示します。

市民の行動	事業者の行動	行政の行動
<ul style="list-style-type: none"> ○買い物時は必要な量だけ購入、「てまえどり」を意識する ○調理時は食材を使い切る ○食事時は食べきれる量だけ注文する ○保管時は期限表示を確認する等 	<ul style="list-style-type: none"> ○食品製造・加工業者：不良品発生抑制や賞味期限延長等 ○食品小売業：需要予測やバラ売り、値引き販売等 ○外食産業：適量メニュー提供等 ○宿泊業：食事予約管理、ハーフバイキングの導入等 	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみ処理機器の普及 ○関連主体との連携 ○市民への啓発・情報提供 ○事業者への支援 ○イベントやキャンペーンの実施 ○学校教育との連携 ○先進事例の調査・導入

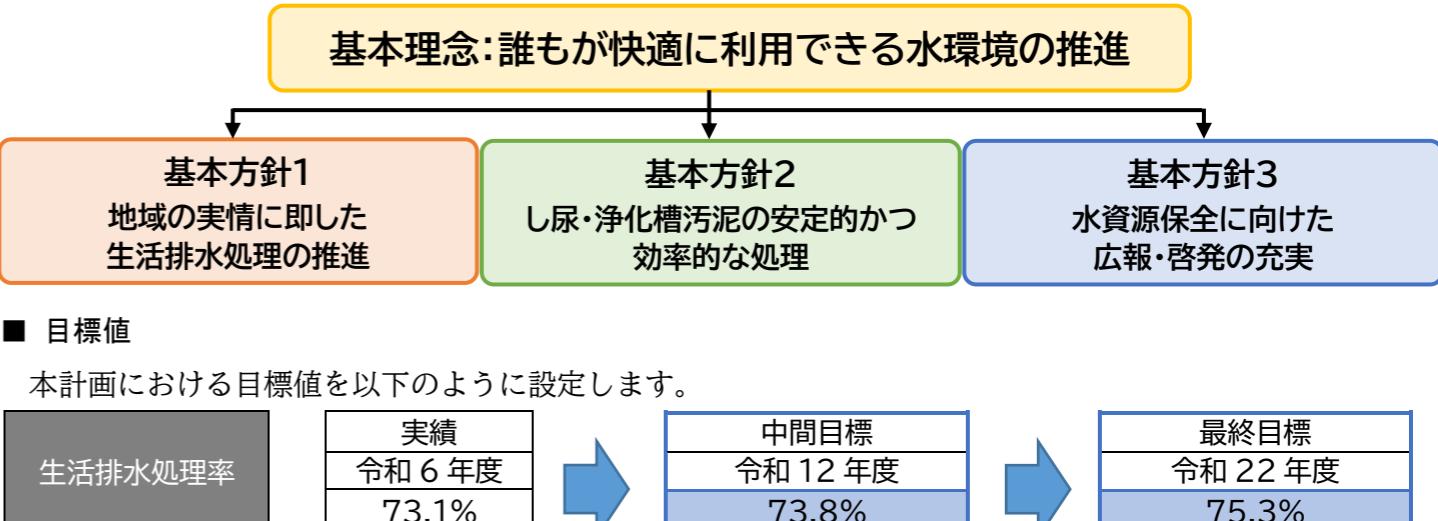
5 生活排水処理基本計画

■ 生活排水処理の現状

令和6年度において、計画処理区域内人口33,000人のうち、24,138人が生活雑排水を下水道及び合併処理浄化槽により適正に処理しており、生活排水処理率は73.1%となっています。

■ 基本理念・基本方針

公共用水域の水質保全に努め、健康で安心して暮らせる生活環境の形成と、より快適で豊かな水環境の創出を目指し、生活排水処理基本計画の基本理念とその実現にための基本方針を次のとおり定めます。



■ 目標値

本計画における目標値を以下のように設定します。



■ 住民に対する広報・啓発活動

市民に適正な排水処理の必要性を理解してもらい、地域全体の水環境の保全を図ります。

取 組	内 容
合併処理浄化槽の補助金の拡充及び周知徹底	補助金拡充による負担軽減、制度の周知徹底を行う。
広報誌・チラシの配布	市広報誌、ホームページ、SNS、地域回覧板等を活用する。
講演会・研修会の開催	講演会や研修会を実施し、知識を深める機会を提供する。
出前講座・学校教育との連携	出前講座、環境教育等により次世代含む啓発を行う。
モデル地区での先進事例紹介	排水処理が進んでいる事例の紹介により意識向上を図る。
接続率向上のための個別訪問・相談窓口設置	住民への個別訪問や相談窓口により、下水道接続屋合併処理浄化槽への転換を促進する。